

民間建築物等における木材利用の促進 ～これからのウッド・チェンジ～

令和3年9月

林野庁



目 次

1. 木材利用の意義
2. 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における
木材の利用の促進に関する法律の概要
3. 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（案）
4. 森林・林業基本計画
5. 令和4年度概算要求

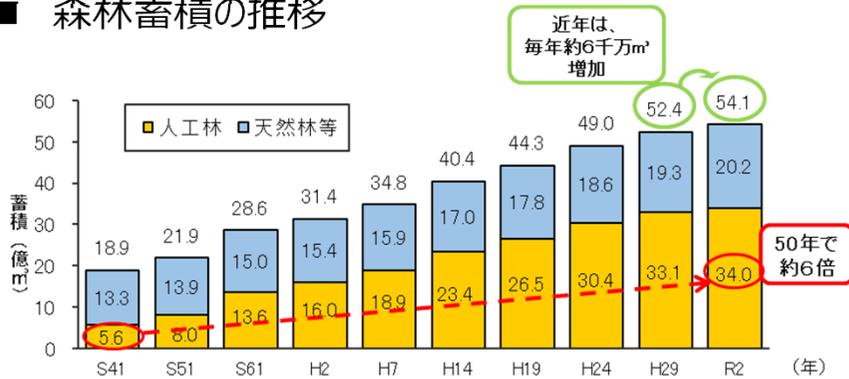
1. 木材利用の意義

国内の森林資源の現状

- 我が国は世界有数の森林国であり、森林資源は人工林を中心に蓄積^(注1)が増加し、近年は毎年約6千万m³ずつ増加。現在の総蓄積量は約54億m³。
- 一方、我が国における木材供給量は、8,000万m³程度であり、そのうち国産材は3,000万m³程度で、現在の自給率は37.8%。
- 人工林の半数が51年生以上となり主伐期^(注2)を迎えつつあるなか、「伐って、使って、植える」持続可能な森林経営のサイクルを構築することが必須。そのためには、木材利用を促進し、山元へ再造林のための資金を還元することが必要。

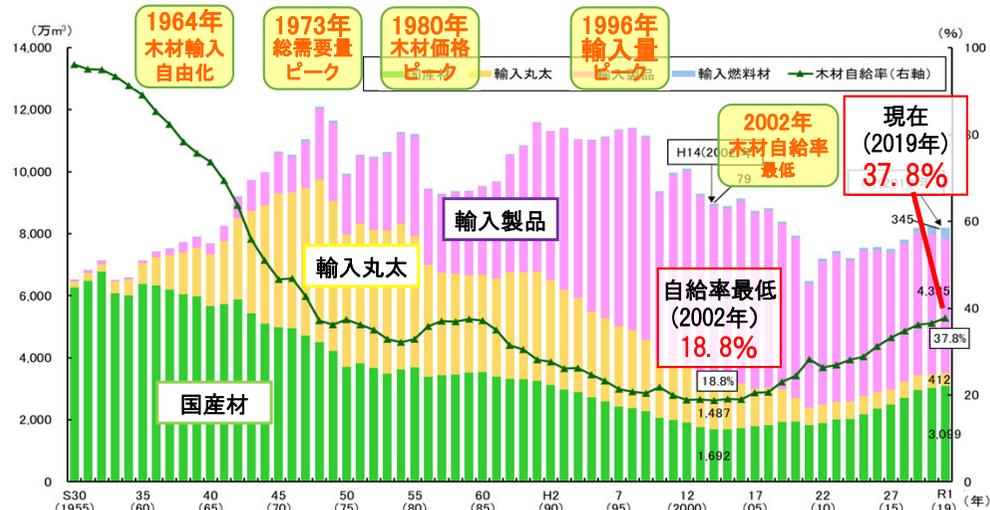
注1：森林を構成する幹の体積のこと、注2：更新または更新準備のために行う伐採

■ 森林蓄積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況」・林野庁業務資料

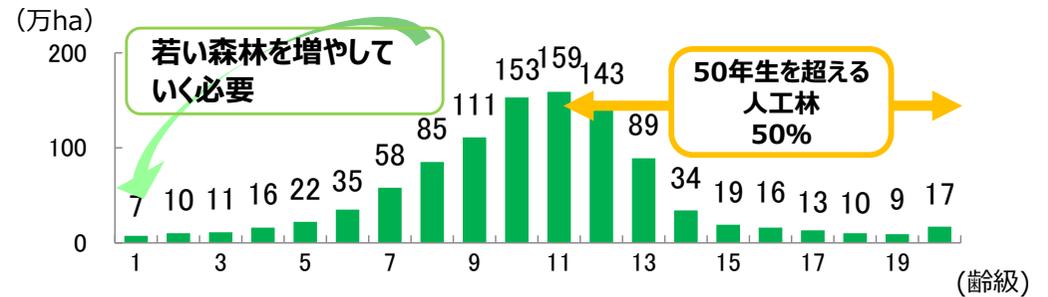
■ 木材の供給量の推移



資料：林野庁「木材需給表」

注1：数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある、注2：輸入製品には、輸入燃料材を含む。

■ 人工林の齢級別面積



資料：林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)

注1：齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。

注2：森林法第5条及び第7条2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

■ 「伐って、使って、植える」



木材利用の意義

➤ 2050年カーボンニュートラルへの森林・木材の貢献

- 木造建築物は一定期間炭素を固定（第2の森林）
- 木材は他の資材に比べ、製造時のエネルギー消費少ない
- 2050年カーボンニュートラルの実現には、森林資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図るとともに、木材利用を拡大することが有効。

➤ 社会的課題解決に向けた効果

- SDG s における目標の達成に貢献
- 地域の活性化や雇用創出等による地方創生の実現に寄与
- 木材を利用したオフィス空間による生産性の向上（働き方改革）

➤ ビジネス面における効果

- 構法等の工夫による低コスト・短工期
- 木材利用による付加価値の創出



【新柏クリニック】

効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加（新柏クリニック談）

【木造と非木造のコスト比較（保育室の試算）】

室名・面積	保育室・335㎡		㎡単価比
	鉄骨造	木造	
構造種別	鉄骨造	木造	木造/ 鉄骨造
構造特徴	ラーメン構造	製材・重ね材トラス造	約20% OFF
合計㎡単価	100,679円	80,342円	0.80
上部㎡単価	77,478円	61,144円	0.79
- 躯体	34,661円	31,834円	0.92
- 下地	12,820円	8,160円	0.64
- 内外装	29,997円	21,150円	0.71
基礎㎡単価	23,201円	19,198円	0.83

木材利用の意義①（2050年カーボンニュートラルへの森林・木材の貢献）

- 森林はCO₂を吸収し、固定するとともに、木材として利用することで長期間貯蔵可能。加えて、省エネ資材である木材や木質バイオマスのエネルギー利用は排出削減にも寄与。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、間伐の着実な実施に加えて、「伐って、使って、植える」という資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図るとともに、木材利用を拡大することが有効。

吸収源・貯蔵庫としての森林・木材

- **森林はCO₂を吸収**
樹木は空気中のCO₂を吸収して成長
- **木材はCO₂を貯蔵**
木材製品として利用すれば長期間炭素を貯蔵

2018年の森林吸収量実績は約4,700万t-CO₂
(うち木材分は約400万t-CO₂)

排出削減に寄与する木材・木質バイオマス

- **木材は省エネ資材**
木材は他の資材より製造時のエネルギー消費が少ない
木造住宅は、非木造に比べて建築時の床面積当たりのCO₂排出量が約3/5
- **木質バイオマスは化石燃料代替エネルギー**
発電、熱利用により化石燃料を代替

2019年の木質バイオマスエネルギーによる化石燃料代替効果は約400万t-CO₂

〔 木質バイオマス燃料を2,000万m³利用
A重油約120万kgを熱利用した場合のCO₂排出量相当を代替 〕



木材利用の意義②（社会的課題解決に向けた効果）

- 森林そのものが様々なSDGsに貢献。森林資源の木材等としての利用等を通じ、様々なSDGsに貢献。
- 木材利用を通じて、地域経済の活性化や雇用創出、都市部と農山村地域の対流が生まれ、地方創生の実現にも寄与。
- 木材を活用した温もりのある快適なオフィス空間は、スタッフの生産性の向上等が期待され、働き方改革にも貢献。

■ 我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

■ 「働き方改革」×木材利用の事例

クリエイティブな場づくりや人材獲得のため木材を活用 (株) ドリーム・アーツオフィス

- 内装や家具に日本各地の木材をふんだんに使用したIT企業のオフィス。
- エンジニアやデザイナーがクリエイティブに物事を考えられるワークスペース、また優秀な人材が入社したくなるオフィスを実現するため、木材を使用。



執務スペース
 スギのデスク、チェアを設置。木の香りや調湿効果等で健康的で生産性の高いはたらく空間を実現。

オフィスでのコミュニケーション構築に木材を活用 (株) マックスパート 八重洲オフィス

- 斜めにカットした木のパーテーションにより、様々なシーンや、コミュニケーションが生まれる場を創出。



木を用いたおもてなし空間 あおぞら銀行新本社

- 日本各地の木材を用い、全国の家具制作者が製作した家具を応接室に配置。
- 国産の様々な木を活用することで、日本を応援したいという企業の想いを表現。



木材利用の意義③ (ビジネス面における効果)

- 構法等を工夫することにより、木造で非木造よりも低コスト・短工期で整備することも可能。
- 木造建築物は、法定耐用年数が非木造建築物よりも短いため、資金回収期間が短く、減価償却上のメリットあり。
- 木造や木質化を採用した施設や店舗等では、ビジネス面での効果を指摘する声あり。

■ 低コスト・短工期 (事例)



外装には木製のルーバーを採用



施工中の様子

ツーバイフォー工法による5階建て商業ビル
(株) リヴ

- 1階がRC造、2～5階が地域材を活用したツーバイフォー工法を採用
- 2×4構造材による構造躯体の建て方が約12日間で完成
- 品質・性能を確保しながら一般的な鉄骨造、鉄筋コンクリート造と比べて低コスト化を実現

■ 木造建築物の減価償却上のメリット (試算)

構造 (法定耐用年数)	木造耐火 (17年)	RC造 (39年)	
収入	200,000	200,000	
支出			
費用	150,000	150,000	
減価償却費①	29,400	12,820	
営業収支	20,600	37,180	
支払い利息	4,000	4,000	
経常収支	16,600	33,180	
法人所得税等	4,937	9,868	-4,931
税引き後利益②	11,663	23,312	
返済原資①+②	41,063	36,132	
元金返済	14,000	14,000	
繰越剰余金	27,063	22,132	+4,931

<試算の条件>

- ※ 医療法人等を課税事業者と仮定し、以下の条件で建物を整備してみた場合の試算
- 建築費：500,000千円の建物(病院・福祉施設)を防火地域にて建設した場合
- 銀行借入：200,000千円(年利2%、15年返済)
- 元金返済額(年額)：約14,000千円
- 利息返済額(年額)：約4,000千円
- 法人実効税率：29.74%

**年間約500万円
のメリット**

※社団法人日本ツーバイフォー建築協会/カナダ林産業審議会「ツーバイフォー耐火構造による高齢者福祉施設づくり」を参考に林野庁で試算

■ 木造と非木造のコスト比較 (保育室の試算)

- 実在する木造の保育園の保育室について、鉄骨造(内装木質化)で再設計して工事費を試算し、比較を実施。
- 木造の方が建物の重量が軽減され、基礎工事が鉄骨造より安くなった。また、木造の方は、構造材等をあらわしにすることにより内装の木質化を省くことができる部分があるため、木造の方が下地・内外装工事が安くなった。



※ 比較の条件等、詳細な内容については、(一社)木を活かす建築推進協議会ホームページ参照。
<http://www.kiwoikasu.or.jp/technology/s01.php?no=373>

室名・面積	保育室・335㎡		㎡単価比
構造種別	鉄骨造	木造	木造/ 鉄骨造
構造特徴	ラーメン構造	製材・重ね材 トラス造	-
合計㎡単価	100,679円	80,342円	0.80
上部㎡単価	77,478円	61,144円	0.79
躯体	34,661円	31,834円	0.92
下地	12,820円	8,160円	0.64
内外装	29,997円	21,150円	0.71
基礎㎡単価	23,201円	19,198円	0.83

**約20%
OFF**

■ 木材利用におけるビジネス面での効果 (事例)

事例① JR秋田駅

県産材を活用し駅・自由通路・待合ラウンジを一体的に木質化



効果：ラウンジ等の利用者が倍増し、かつ1人1人の滞在時間も延びた(JR東日本談)

事例② 新柏クリニック

木質耐火部材を用いた木造化した人工透析治療のための病院施設



効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加(新柏クリニック談)

事例③ Gビル自由が丘01 B館

耐火木造の商業テナントビル

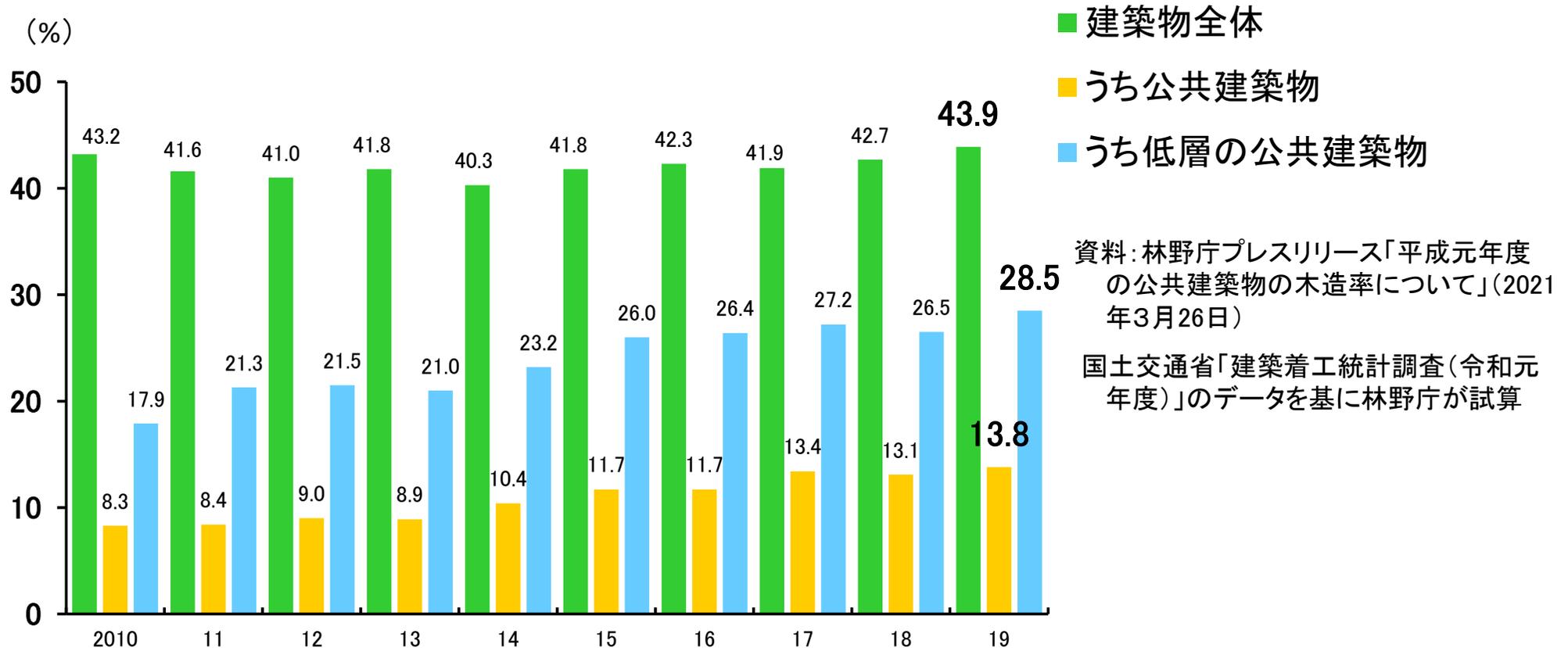


効果：木質化で空間価値を高め、建設費に見合う賃料設定ができた(シエルター談)

2. 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律の概要

公共建築物の木造率の推移

- 国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことが重要との考えから、平成22（2010）年に「公共建築物等木材利用促進法」が成立。
- 法律の施行後、公共建築物の木造率は上昇傾向で推移し、特に、国の基本方針において、積極的に木造化を促進することとされている低層（3階建て以下）の公共建築物について、令和元（2019）年度の木造率は28.5%となった。



資料：林野庁プレスリリース「平成元年度の公共建築物の木造率について」（2021年3月26日）

国土交通省「建築着工統計調査（令和元年度）」のデータを基に林野庁が試算

注1 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。

注2 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。

注3 「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

公共建築物等木材利用促進法の改正

①脱炭素社会の実現を位置付け ②木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

追加

施行期日：令和3年10月1日

題名 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

新設

木材利用の意義について
基本理念を新設（新第三条）

第一条 目的

- 公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

新設

木材利用促進本部を設置（新第二十五条）
農林水産大臣（本部長）
総務大臣、文科大臣
経産大臣、国交大臣
環境大臣他関係大臣で構成
建築物における木材利用促進
に関する基本方針を策定・実施
の推進 等

関係者の役割

基本方針等の策定

第三条 国の責務（新第四条）

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成 等

維持

第七条 基本方針（新第十条）

- 農林水産大臣・国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第四条 地方公共団体の責務（新第五条）

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

維持

第八条 都道府県方針（新第十一条）

即して定める

第五条 事業者の努力（新第六条）

- 事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努める

追加

①建築物木材利用促進協定制度の創設（新第十五条）

- 協定内容を誠実に履行
 - 協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置
- ②建築物における木材の利用を促進するための必要な措置

新設

林業・木材産業の事業者の
木材の安定供給に係る努力義務を規定

第六条 国民の努力（新第七条）

- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

維持

木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日)（新第九条）、
表彰（新第三十一条）を規定

新設

脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開



3. 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（案）

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（案）の構成

○ 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から**建築物一般に拡大**。

➔ 新たに設置される**木材利用促進本部**において、令和3年10月1日に**基本方針**を策定予定。

<基本方針（案）の構成>

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
- 2 住宅における木材の利用の促進
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 4 公共建築物における木材の利用の促進
- 5 規制の在り方の検討等
- 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
- 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
- 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

<主なポイント>

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- **非住宅の建築物**や**中高層建築物の木造化**等の促進により、**脱炭素社会の実現**、**地域の経済の活性化**等へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、**快適な生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給**に係る努力義務

- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及**、**人材育成**、**建築用木材等の安全性に関する情報提供**
- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**
- **公共建築物**における**率先的な木造化・内装等の木質化**
- 安全性の確認を踏まえた**建築基準の更なる合理化の検討**
- **木材利用促進の日（10月8日）**、**木材利用促進月間（10月）**における**重点的な普及啓発・国民運動化**、**顕著な功績のある者の表彰**

- **コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化**

- **CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術**、**製造費用の低廉化**に資する**技術の開発及び普及**

基本方針（案）の概要

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与
- 木材は「カーボンニュートラル」であり、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組
国、地方公共団体、事業者、国民による、基本理念を踏まえた取組
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- CLTや木質耐火部材等の普及
- 木造建築物の設計・施工に関する先進的技術の普及
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等
- 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及

2 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する協定制度の積極的な周知
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進

4 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進
- 木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進
- 木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進
- CLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める

5 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための建築基準の更なる合理化等

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による積極的な国民への普及啓発
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の表彰

基本方針（案）の概要

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、**原則木造化**
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、**内装等の木質化を推進**
- 製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術活用を検討
- 木材を原材料とする**備品**や**消耗品**、木質バイオマスを燃料とする**暖房器具等の導入の推進**

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように**木材の適切かつ安定的な供給に努める**

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、CLT等の建築用木材について、製造に係る**技術**、製造に要する費用の低廉化に資する**技術の開発及び普及を促進**

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物のライフサイクルコストへの影響と木材利用の意義や効果を**総合的に判断**
- 設計上の工夫により、ライフサイクルコストを適正化
- 木質バイオマスを燃料とする暖房機器等の導入にあたり維持管理コスト等も考慮

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努める

建築物木材利用促進協定の概要（案）



- 今般の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設。
- 建築主等の事業者等は、建築物における木材利用を促進するために、国又は地方公共団体と本協定を締結できる。
- 地域材の利用促進を目的として活用可能。鉄骨やコンクリートから木材へ替えるウッド・チェンジを促進。

1 協定の意義・メリット

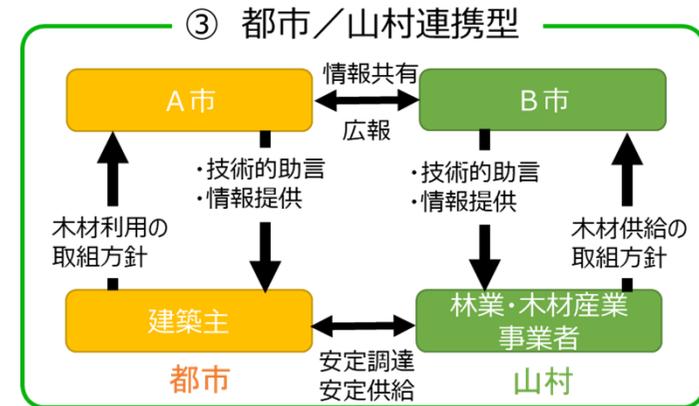
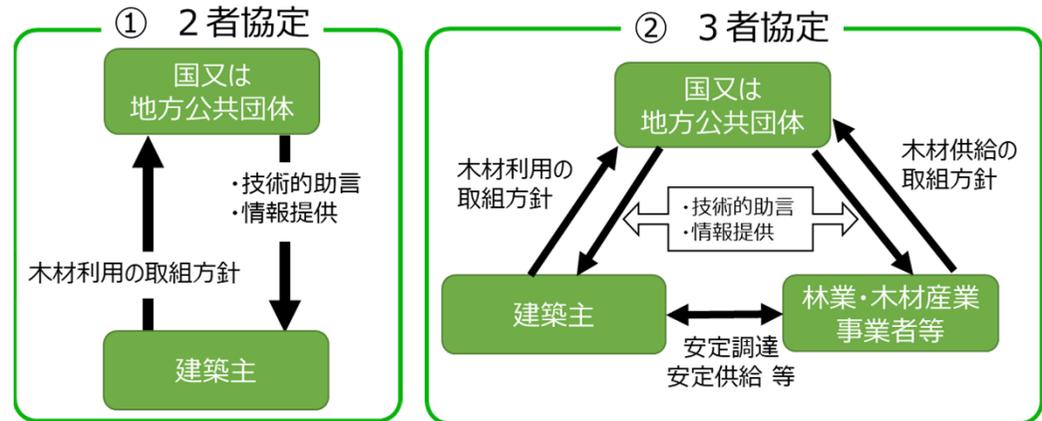
(1) 協定の意義

- 世界全体で、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発となり、省エネ資材である木材利用の意義が再評価され、木材利用の促進に向けて、これまでにない追い風。
- 建築物における木材利用に取り組もうと考える事業者等が、構想の実現に向けて、本協定を活用し、国又は地方公共団体や木材供給事業者等と連携して、ウッド・チェンジに向けた取組を推進。

(2) 想定される協定締結のメリット

- ① 建築主サイド
 - メディアに取り上げられることで、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上。
 - 木材利用量を基に、環境保全への貢献度を評価することとしており、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性。
 - 国及び地方公共団体による財政上の配慮（例：予算事業における加点、優先枠の設定等）
- ② 川上・川中事業者サイド
 - 信頼関係に基づくサプライチェーンの構築。
 - 事業の見通しが容易になることによる経営の安定化。
 - 林業・木材産業に対する国民理解の醸成。

2 主な協定のイメージ



林野庁ほか関係省庁における木材利用関連事業等での優先枠又は加点 等

「木材利用促進の日」・「木材利用促進月間」の法定化

➤ 「木材利用促進の日」（10月8日）

漢字の「木」という字が「十」と「八」に分解できることにちなみ、十月八日を「木材利用促進の日」として制定。

➤ 「木材利用促進月間」（10月）

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、月間を設け、国等は普及啓発の取組（国民運動）を展開

※木材利用促進の方策の一つとして、
国・地方公共団体による「表彰」も法律に位置づけ
（木材利用優良施設コンクール、ウッド・デザイン賞 など）



4. 森林・林業基本計画 (令和3年6月閣議決定)

【参考】森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の基本的な方針

新計画 森林・林業・木材産業による「グリーン成長」

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

○ 森林資源の適正な管理・利用

- ・適正な伐採と再生林の確保（林業適地）
- ・針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- ・森林整備・治山対策による国土強靱化
- ・間伐・再生林による森林吸収量の確保強化



○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・イノベーションで、伐採→再生林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- ・林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・長期・持続的な林業経営体の育成



○ 木材産業の国際+地場競争力の強化

- ・JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- ・高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- ・生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



○ 都市等における「第2の森林」づくり

- ・都市・非住宅分野等への木材利用
- ・耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・木材製品の輸出促進、バイオマス熱電利用



○ 新たな山村価値の創造

- ・地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- ・集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- ・森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



前計画

人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

目標の進捗

- ・森林資源は充実（54億m³）、複層林の誘導に遅れ
- ・国産材供給量は概ね計画どおりの31百万m³に

施策の方向

- ・原木の安定供給体制の構築
- ・木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

- ※ **森林** → 森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業** → 経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材** → 製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少
→ 耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- ※ **森林** → 皆伐地の再生林未実施
→ 災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業** → 伐採収入で再生林ができる林業の確立
→ 人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材** → 品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）
→ 不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性** → SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

森林・林業基本計画のポイント

森林の有する多面的機能の 発揮に関する施策

- 森林計画制度の運用を見直し、**適正な伐採更新を確保**（伐採造林届出制度見直しと指導等の強化など）
- 優良種苗の生産体制の整備、**エリートツリー等を活用した低コスト造林**、野生鳥獣被害対策等を推進
- 間伐・再造林の推進により、**森林吸収量を確保・強化**（間伐等特措法）
- **森林環境譲与税を活用した針広混交林化**、希少な森林生態系の保護管理
- 国土強靱化5か年加速化対策に基づき、**治山事業を推進**
- 災害発生形態の変化に応じ、きめ細かな**治山ダム**の配置、森林土壌の保全強化、**流水対策**、規格構造の高い**林道整備**を推進
- 農林複合的な所得確保、広葉樹、キノコ等の**地域資源の活用**、農林地の**管理利用**の推進
- **森林サービス産業の推進**、関係人口の拡大
- 植樹など**国民参加の森林づくり**等を推進

林業の持続的かつ健全な 発展に関する施策

- 長期にわたる持続的な経営ができる林業経営体を育成
- **生産性や安全性を抜本的に改善する「新しい林業」**を展開。
 - エリートツリーによる低コスト造林と収穫期間の短縮
 - 自動操作機械等による省力化・軽労化
- **担い手となる林業経営体の育成**
 - 経営管理権の設定等による長期的な経営の確保
 - 法人化・協業化、林産複合型経営体など経営基盤の強化
 - 経営プランナー育成など経営力の強化等
- 人材の育成確保（**新規就業者への支援、段階的な人材育成**）
- 林業従事者の労働環境の改善（**他産業並所得の確保**、能力評価、**労働安全対策の強化**）

林産物の供給及び利用の 確保に関する施策

- 原木の**安定供給**（ICT導入等による商物分離、サプライチェーン・マネジメントの推進）
- 木材産業の競争力強化
 - [**国際競争力の強化**]
JAS・KD材、集成材等の低コスト供給体制の整備、工場間連携・再編等による規模拡大
 - [**地場競争力の強化**]
板材・平角など多品目生産に向けた施設の切り替え、大径材の活用
 - [**JAS製品の供給促進**]
JAS製品の生産・利用に向けた条件整備、関係者によるJAS手数料水準のあり方、瑕疵保証制度の検討等を促進
 - [**その他**]
横架材など国産材比率の低い分野、家具等への利用促進
- **都市等における木材利用の促進**（耐火部材やCLT等の民間非住宅分野への利用等）
- **木材等の輸出促進、木質バイオマスの利用**（熱電利用、資源の持続的な利用）

国有林野の管理経営に関する施策

- 国土保全など公益的機能の維持増進、林産物の持続的・計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興と住民福祉の向上。
- 上記への寄与を目標とし、国有林野の管理経営を推進。

その他横断的に推進すべき施策

- デジタル化（森林クラウドの導入、木材のICT生産流通管理、林業DX等）
- コロナ対応（需要急減時の生産調整・造林への振り替え、在宅勤務に対応したリフォーム需要の取り込み）
- 東日本大震災からの復興・創生、「みどりの食料システム戦略」と調和

森林・林業基本計画に掲げる目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- 多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

<森林の有する多面的機能の発揮に関する目標>

	R2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		R7年	R12年	R22年
森林面積(万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m ³)	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積(m ³ /ha)	216	225	233	246
総成長量(百万m ³ /年)	70	67	65	63
ha当たり成長量(m ³ /ha年)	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考) 指向する森林の状態

育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510

(参考) 指向する森林の状態に向けた誘導の内訳

育成単層林	(万ha)
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	340
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20
天然生林	(万ha)
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

- 注1: 森林面積は10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。
 2: 目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、R2年を基準として算出している。
 3: R2年の値は、R2. 4. 1の数値である。

林産物の供給及び利用に関する目標

- 望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。

<木材供給量の目標>

(単位: 百万m³)

	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
木材供給量	31	40	42

<用途別の利用量の目標>

(単位: 百万m³)

用途区分	総需要量			利用量		
	R元年 (実績)	R7年 (見通し)	R12年 (見通し)	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
建築用材等 計	38	40	41	18	25	26
製材用材	28	29	30	13	17	19
合板用材	10	11	11	5	7	7
非建築用材等 計	44	47	47	13	15	16
パルプ・チップ用材	32	30	29	5	5	5
燃料材	10	15	16	7	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合計	82	87	87	31	40	42

- 注1: 用途別の利用量は、国産材に係るものである。
 2: 「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
 3: 「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。
 4: 百万m³単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

5. 令和4年度概算要求

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和4年度予算概算要求額 22,393,526（12,312,885）千円】

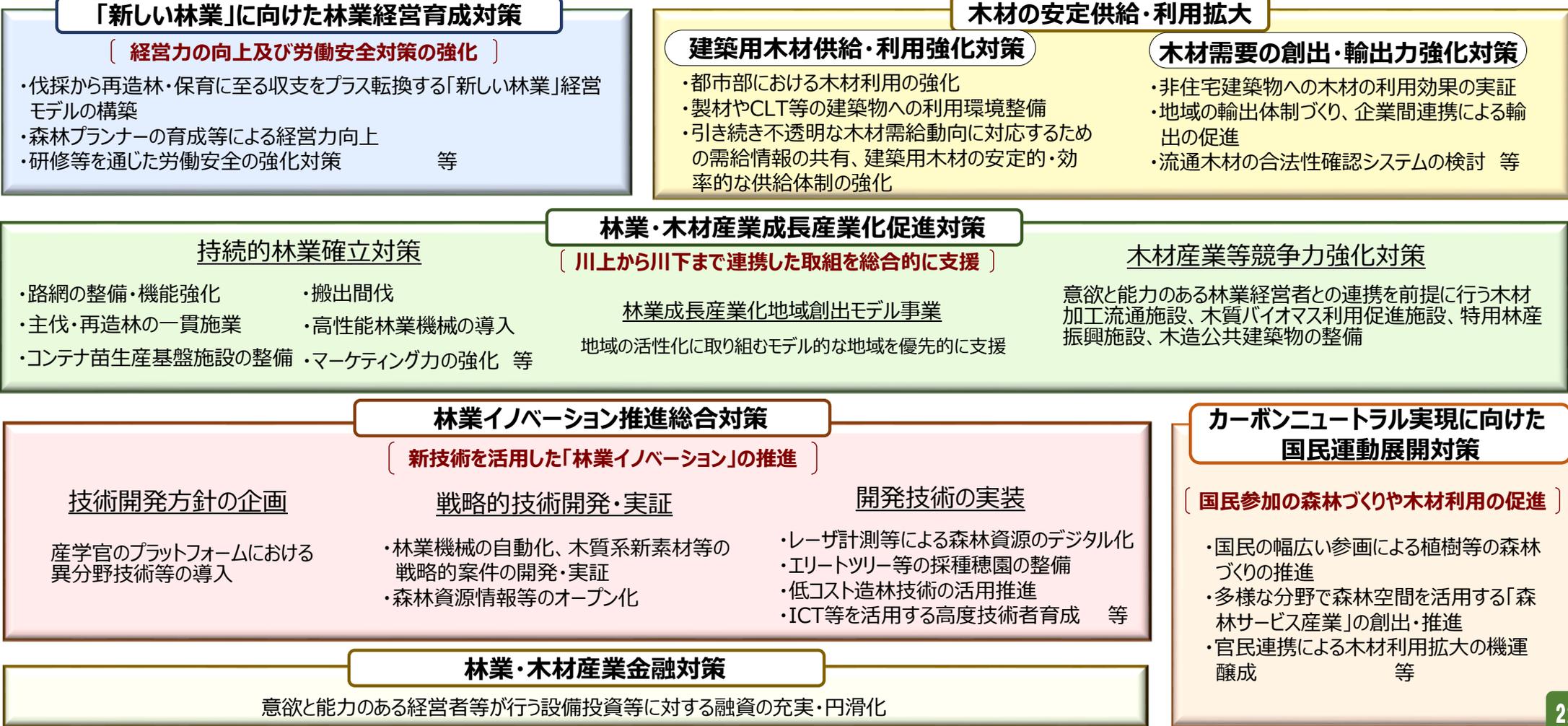
<対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和元年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

<事業の全体像>



林業・木材産業成長産業化促進対策（拡充）

【令和4年度予算概算要求額 14,613,655（8,185,373）千円】

<対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、**搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進**します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和元年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、**出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等**を推進します。

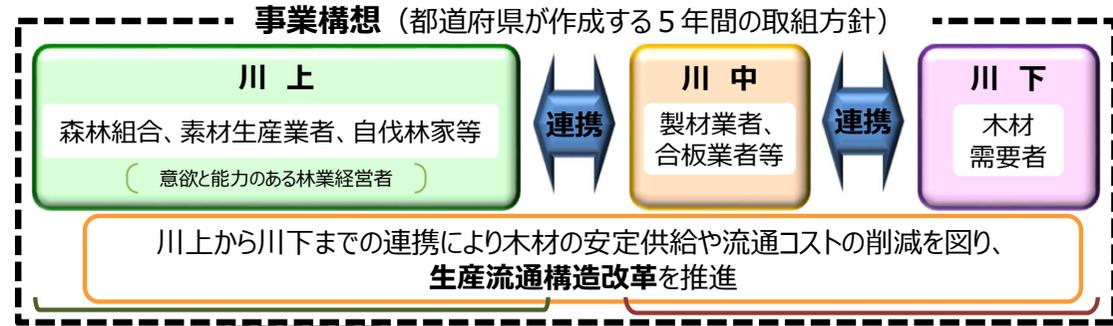
2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、**輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備**を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、**森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等**を図ります。

<事業イメージ>



持続的林業確立対策

- 間伐材生産（搬出間伐の推進）
- 資源高度利用型施業
- ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- 路網の整備・機能強化
- 高性能林業機械等の導入（購入、リース）
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備
- マーケティング力ある林業担い手の育成
- ・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
- 森林整備地域活動支援対策
- ・施業の集約化に向けた境界の明確化
- 自立的経営活動推進
- ・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策（鳥獣害、病害虫対策等）

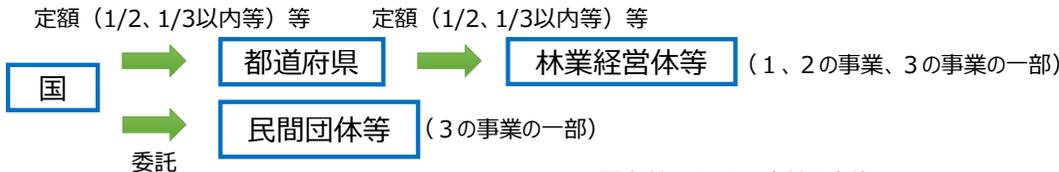
木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
- ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築（改正木材利用促進法に基づく協定締結事業者や急な需要動向の変化に対応する供給力強化を図る施設整備を優先的に支援）
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設等の整備
- ・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援
- 木造公共建築物等の整備
- ・製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援（改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

林業成長産業化地域創出モデル事業

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

<事業の流れ>



※ 国有林においては直轄で実施

<対策のポイント>

改正木材利用促進法を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1/2以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物等
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

(建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。)

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
(改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
(物販施設は対象外)



○事業のポイント

・J A S 製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材(素材・製材)の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

＜対策のポイント＞

都市部における木材利用の強化等を図るため、**建築用木材の利用の実証**への支援や**大径材活用に向けた技術開発**等への支援、**製材やCLT（直交集成板）・LVL（単板積層材）等の建築物への利用環境整備**への支援を行います。あわせて、川上から川下までの**需給情報の共有**を図るとともに、**地域ごとの生産・流通**における課題を解決するための**独自の取組**を支援し、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和元年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

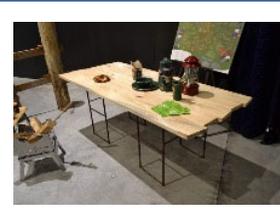
1. 都市の木造利用促進総合対策事業

971,294 (330,000) 千円

都市部における**建築用木材（木質耐火部材等を含む）の利用実証**の対象に設計者を追加するとともに、**改正木材利用促進法に基づく協定締結者**を優先的に支援します。また、**大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及**や**強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・大学等と連携した普及**を支援します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した**構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発**や、**製材工場等の品目のバリエーションの充実**に資する取組を支援します。



都市の木造化に向けた取組



顔の見える木材を使用した構造材・家具等の普及啓発



2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

1,028,706 (721,273) 千円

CLT製造企業との連携構築のためのモデル的な建築実証メニューを追加し、CLTを用いた先駆的な建築物の**設計・建築や街づくり等**への実証を支援します。また、CLT等の**土木分野への利用**や**設計の容易化、製材やCLT等の品質確保**等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。さらに、**BIMを活用した設計、施工手法等の標準化**に向けて、**設計や資材調達**における課題の抽出等を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム



CLTを活用した街づくりの実証



建築用木材の開発



LVL被覆
1時間耐火柱



部材のデータ収集

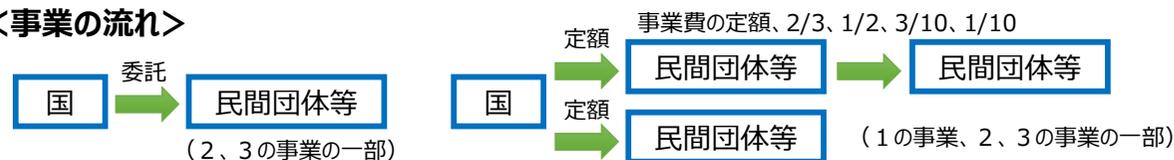
3. 建築用木材供給強化促進事業

200,000 (-) 千円

引き続き注視が必要な木材需給動向に対応するため、川上から川下の事業者による**需給情報**等を共有する連絡協議会を中央・全国7地区で開催します。また、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**するため、川上から川下までの**生産・流通**における**地域ごとの多様な課題**を解決していくための**独自の取組**を支援します。

また、**作業安全推進運動の全国的な展開、木材加工施設等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発**等の取組を支援するとともに、**原木運送業者の実態調査**を進めます。

＜事業の流れ＞



マーケットインによる安定供給体制強化促進

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062) 25

木材需要の創出・輸出力強化対策（拡充）

【令和4年度予算概算要求額 614,704（506,473）千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進等による木材需要の拡大を支援するとともに、流通木材の合法性確認を推進するためのシステム開発に向けた調査等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和元年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 180,000（-）千円

非住宅建築物の木質化による利用者の生産性向上等木の効果を実証する取組（※）、地域への専門家派遣等による技術的支援（※）等の取組を支援します。

（※）改正木材利用促進法に基づく協定締結者による効果実証等を優先的に支援

2. 「地域内エコシステム」推進事業 233,579（240,001）千円

木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 104,097（-）千円

産地協議会の設置や運営などによる地域による体制づくり、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業 50,502（50,502）千円

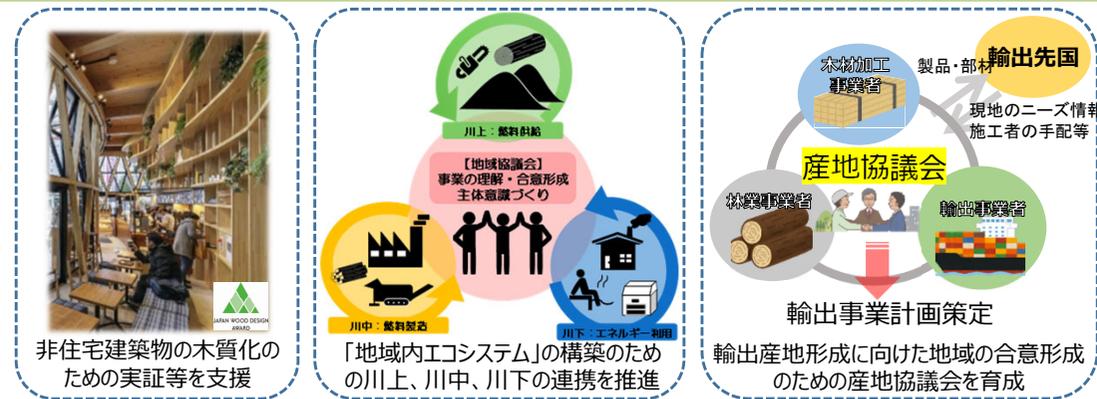
木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の違法伐採関連情報を提供します。

5. 流通木材の合法性確認システム構築事業 22,000（-）千円

流通過程の木材の合法性確認の信頼性・透明性を向上させるため、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査を実施します。

6. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業 24,526（21,644）千円

特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組等を支援します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(6の事業) 経営課 (03-3502-8059)